旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人母・子について、申立人母はうつ病等、申立人子は発達障害であること、申立人子は避難先で福祉施設に入所していること等を考慮して、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料、平成28年3月分までの避難費用等、平成27年6月分までの就労不能損害(申立人母につき)が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1及び申立人X2(以下、総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙一覧表記載の損害項目(同表記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金575万2990円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙一覧表記載の損害項目(同表記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人ら が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解 仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に 何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して 別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成29年3月2日

平成○○年(東)第○号 X1外1名

損害項目		金額	期間
避難費用	家賃・駐車場料金 (秋田市○)	¥387,000	H25.6.1-H26.2.28
	クロス張り替え費用	¥21,900	H26.2.25
	リフォーム負担金	¥100,800	H26.4.15-H26.4.25
	家賃 (秋田市〇)	¥1,125,000	H26.3.1-H28.3.31
	入居時初期費用	¥151,250	H26.2.5
	引越費用	¥105,000	H26.2.24
	生活費増加費用 (家財購入費・取付費)	¥250,000	H26.2.22-H26.4.14
	生活費増加費用 (交通費)	¥98,282	H25.12.28-H26.8.13
就労不能損害 (申立人X1)		¥660,000	H25.9.1-H27.6.30
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	基礎部分	¥1,400,000	H25.9.1-H26.3.31
	增額部分	¥840,000	H25.9.1-H26.3.31
生命・身体的損害	入通院慰謝料 (申立人X1)	¥3,300,000	H25.9.4-H27.7.21
	入通院慰謝料 (申立人X2)	¥1,296,000	H25.9.3-H27.7.15
	入院治療費 (申立人X1)	¥21,580	H26.3.5-H26.4.3
	文書料 (申立人X1)	¥19,200	H26.9.22-H27.8.3
	文書料 (申立人X2)	¥4,320	H26.10.2-H27.7.29
	通院交通費 (申立人X1)	¥48,180	H25.9.4-H27.7.21
	通院交通費 (申立人X2)	¥34,320	H25.6.15-H27.7.15
医療照会費用		¥35,095	H28.5.26-H28.7.5
小計(①)		¥9,897,927	

既払金(②)	¥4,312,500	
合計 (①-②=③)	¥5,585,427	
弁護士費用 (④)	¥167,563	
損害合計(③+④)	¥5,752,990	